

令和7年度

武蔵野市生涯学習事業費補助金
武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金

募集案内

地域に
暮らす
あなたの
学びの
アイデア
カタチに
しませんか？



市民団体の
新規企画を応援します！

大人対象の企画 → 生涯学習事業費補助金

子ども対象の企画 → 子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金

締切

4月17日(木)
午後5時

問い合わせ・提出先

武蔵野市教育部 生涯学習スポーツ課（市役所5階 南棟）補助金

住所：〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28

電話：0422-60-1902 FAX：0422-51-9264

E-mail：sec-syougaku@city.musashino.lg.jp

※本事業は、令和7年度予算が市議会において議決されることを条件とします。

疑問・質問
わからないことは
気軽に窓口へ！



事前交付も可

50
上限 万円

スマホでも
チェック！



●生涯学習事業費補助金

●子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金

／まずはご出席ください／

補助金説明会 & 学びおくりあい交流会

3月27日(木)

市役所 811 会議室

30名
程度
申込順



●時間は目安です

①令和7年度
補助金事業説明会
【午後6時30分～7時】

補助金事業の概要、補助金の申請方法、書類の書き方・揃え方等の説明を行います。



②令和6年度
補助金交付団体報告会
【午後7時～7時40分】

令和6年度補助金交付団体(※)による実施事業の概要・工夫したこと・良かったこと等を報告していただきます。



③学びおくりあい交流会

【午後7時40分～8時10分】

先輩団体や申請を考えている団体との交流の場です。会場確保や講師交渉のコツ、広報の仕方 etc. 聞いてみましょう。



令和7年度新たに補助金申請を考えている団体は、①説明会に必ずご参加ください。
(説明会に参加できない場合は、お早目に生涯学習スポーツ課窓口でご相談ください)

②報告会③交流会の参加は任意ですが、今年度補助金事業を実施した先輩団体の話を聞いたり交流したりできますので、ぜひご参加ください！

※令和6年度補助金交付団体

●シルクロード研究会 ●武蔵野 OGOB ロックフェス PMO
●井の頭自然文化園の未来を想う会 ●「めぐみへの誓い」
武蔵野市上映実行委員会 ●みんな友だちフェスティバル
実行委員会 ●TEAM299(チームにくきゅう) ●みんせきの
会 ●武蔵野漢詩愛好会 ●むさしの歌謡愛好会 ●囲碁
の楽しさ伝え隊 ●武蔵野市バレーボール連盟 ●子ども
どるダンス部 ●enjoy 中央

説明会のお申し込みは
こちらから！

【3月25日(火)17時まで】



お問い合わせ

武蔵野市教育委員会生涯学習スポーツ課

TEL: 0422-60-1902

MAIL: sec-syougaku@city.musashino.lg.jp

学びを通じて人生を豊かに 地域コミュニティをより良く

生涯学習とは「人が生涯を通じて行う、あらゆる種類の学習」のことです。

つまり、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代の人が、家庭、学校、職場、地域といった様々な場所、タイミングで、幅広い領域の内容について学ぶことです。あらゆる種類の学習を含みますが、この補助金ではそのうちの、市内を中心に広く行われる市民団体等の学習活動の新たな取組みを応援しています。

「学びを通じて個人の人生の豊かさを向上させるとともに、
学びにより個人と社会を結びつけて地域コミュニティをよりよくする
新規の事業又はレベルアップする既存事業」の申請をお待ちしています。

生涯学習事業費補助金

要綱→P10 参照

子ども文化・スポーツ・体験活動団体 支援事業費補助金

※満 19 歳以下の人を対象とする事業

要綱→P13 参照

※重複申請はできません。

申請できる団体（補助対象者）

（以下の要件全てに該当する団体）

- (1) 特定非営利活動法人又は任意の市民団体
- (2) 市内に事務所等活動の拠点を有し、又は代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動が市内の団体
- (3) 5名以上で構成し、かつ、構成員の半数以上が市内に在住、在勤、又は在学している団体

事業の期間

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までに実施するもの

交付対象としない事業

- (1) 本市（財政援助出資団体を含む）の他の助成金等の交付を受ける事業
- (2) 過去に 3 回同一内容で本補助金の交付を受けている事業 など

申請限度額及び補助金の交付額

1 団体につき 1 事業、上限 50 万円

※審査の結果、不交付又は申請額より減額されて交付決定される場合があります。

詳細は要綱をご確認ください。

補助対象経費

事業の実施期間内に係る直接必要な経費（表の✕の経費は対象外です）

科 目	内 訳
謝礼費	外部講師・指導者等に対する謝礼 ㊦略歴等の資料、相場の金額や金額の根拠がわかる資料を添付㊦ ✕団体の構成員に対する謝礼
旅費・交通費	外部講師・指導者等の交通費、宿泊費等実費 ㊦積算の根拠となる資料を添付㊦
消耗品費	事業の実施に必要な事務用品、案内板等経費、参考材料費、消耗品代 ✕団体や個人の所有物になるもの、打合せの飲食費等
印刷製本費	資料・募集・案内チラシ・レジュメ等資料に伴う印刷代、写真代
通信費	切手代、郵送代、振込手数料 ✕印紙の購入費
使用料及び借上料	事業を実施するための会場・機器備品等（テント等）の借上（レンタル）料等
その他	講師・団体スタッフ・参加者が加入する傷害保険料、託児費等

✕補助対象としない経費✕

団体の事務所を維持する経費、団体構成員の会合・人件費・飲食代に関わる経費、団体又は構成員の所有になるものの購入費は対象外

※ポイントカード・クレジットカード・電子マネー（携帯決済含む）で支払いされた場合、ポイント付与分または5%減額いたします。詳しくは担当にお尋ねください。

事業実施について

- (1) 会場の予約等その他の活動については、各団体において自主的におこなっていただきます。
- (2) チラシ・ポスター・広報媒体には、「武蔵野市生涯学習事業費補助金交付事業」又は「武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付事業」と明記し、広報開始前に生涯学習スポーツ課へ16部ご提出ください。
 ※武蔵野市教育委員会の共催、協賛、協力等の表記は使えません。
 ※後援名義の使用を希望する場合は、別途、事業実施の6週間前までに申請が必要です。
- (3) 生涯学習スポーツ課窓口、市民会館、武蔵野ふるさと歴史館、武蔵野プレイスでのチラシ配布支援ができます。
 ※学校配布・市報掲載の支援はできません。
- (4) 事業実施時に社会教育委員または市の担当職員が、視察に伺う場合があります。
- (5) 交付決定団体の団体名、事業名、補助金額、報告書等は市ホームページに掲載します。報告時に事業の様子が分かる写真を添付してください。
- (6) 提出書類は返却できません。

申請から精算までのながれ

申請書の作成

市ホームページから書式(1)(2)(3)(7)(8)をダウンロードできます。 →



提出書類

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 交付申請書（第1号様式） | (7) プレゼンテーション参加連絡票 |
| (2) 事業計画書（第2号様式） | (8) 申請チェックシート |
| (3) 事業予算書（第3号様式） | (9) その他市長が必要と認める書類 |
| (4) 団体の今年度の活動計画書および今年度の収支予算書 | ※旅費の積算の根拠となる資料、 |
| (5) 団体の前年度の活動報告書および前年度の決算書 | 講師謝礼は講師略歴及び相場や下見積り等 |
| (6) 団体の規約、会員名簿（住所含む）および団体紹介資料 | |

申請書提出 令和7年4月17日（木）午後5時必着

団体構成員が郵送・メールまたは直接生涯学習スポーツ課窓口へ、全ての書類を揃えて御提出ください。

まずは、3/27(木)の説明会に参加！

参加できない方は、市役所5階で相談！



社会教育委員による書類検討

比較的小額の事業または
市がプレゼンテーション
を指定しない事業

プレゼンテーション審査（市が指定する事業：6月上旬通知予定）
6月9日（月）・10日（火）・16日（月）午後6時以降
の市が指定する日時

最終審査結果通知 6月下旬頃結果通知を発送します。

交付決定通知が届いたら、**7月31日（木）までに補助金交付請求書**を提出してください。

振込には3週間から1か月程度かかります。

事業の実施 ※変更・廃止の場合は事前に「変更又は廃止申請書」を提出

広報物作成の場合は、広報開始前に生涯学習スポーツ課に**16部**ご提出ください。

廃止の場合、市が指定する期日までに補助金を返還（振込）してください。

社会教育委員ま
たは市の職員が
視察に伺う場合
があります。

事業終了 報告書提出と経費の精算 ※提出書類は市ホームページ等に公開します。

報告書提出 2か月以内（年度末に事業が完了したときは事業終了後1か月以内）に「**実績報告書**」「**事業決算書**」「**補助事業に係る領収書**」「**活動の写真**」を提出してください。

経費の精算 市が指定する期日（最終期日：令和8年4月30日（木））までに**差額を返還（振込）**してください。※期日が守られない場合、令和8年度の申請はできませんのでご注意ください。

交流会・・・令和8年3月に交流会を開催する予定です。

交付決定団体は団体構成員1名以上の参加をお願いします。

(表)
武蔵野市生涯学習事業費補助金交付申請書

武蔵野市長 殿

武蔵野市生涯学習事業費補助金を受けたいので、武蔵野市生涯学習事業費補助金交付要綱第4条の規定により、添付書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

申請年月日	令和7年4月4日
団体名	武蔵野歴史学習会
代表者の肩書及び氏名	代表 武蔵野 花子
団体の活動目的	武蔵野市の歴史について自主学習・情報共有・フィールドワーク等を通して学びを深め、広く市民へ発信する
団体の所在地	郵便番号180-0012 武蔵野市緑町2-2-28
担当者氏名	境 太郎
担当者連絡先	住所〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇 メールアドレス 〇〇〇
他の助成金の交付の有無	市（財政援助出資団体を含む。）から助成金を受けているか。 （受けている ・ <u>受けていない</u> ）
他の便宜供与の有無	施設使用料の減免を含む市（財政援助出資団体を含む。）からの便宜供与を受けているか。 <u>（受けている</u> ・ 受けていない） 受けている場合は、その名称（ 社会教育関係団体 ）
申請金額（円）	135,000円
事業名称	武蔵野歴史フェスタ
事業実施予定日時・事業期間（準備から終了まで）	10月13日（月）午前10時～午後4時 （令和7年6月～令和7年10月13日）
事業内容	・ 武蔵野市の歴史パネル展示。 ・ 団体員と市内で歴史を専攻する大学生による展示の解説。 ・ 〇〇講師による武蔵野の歴史解説動画の放映。
事業実施場所・事業対象者・参加費徴収の有無	事業実施場所 武蔵野市民文化会館 展示室（予定） 事業対象者 市民 200名 参加費徴収 有（ ）円 ・ <u>無</u>

添付書類

- 1 武蔵野市生涯学習事業費補助金事業計画書（第2号様式）
- 2 武蔵野市生涯学習事業費補助金事業予算書（第3号様式）
- 3 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の活動計画書又は計画見込書
- 4 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の予算書又は予算見込書
- 5 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の前年度の活動報告書又は報告見込書
- 6 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の前年度の決算書又は決算見込書
- 7 補助金の交付を受けようとする団体の規約、会員名簿、および団体紹介資料
- 8 その他市長が必要と認める書類

(裏)

どちらかに○をして、具体的に理由を記入してください。

1	事業は、市の生涯学習の発展に寄与する事業と思われますか。 (☒ はい ・ いいえ)
年間学習テーマ△△に沿って5つの内容のテーマ展示や武蔵野市の歴史についての解説動画を会場で放映することで、教科書では学ぶことのできない自分の住む市の歴史を改めて学び直すきっかけになると考えており、市民の生涯学習を促進する事業だと考えます。	
2	事業は、地域活動の活性化に貢献度が高いと思われますか。 (☒ はい ・ いいえ)
団体構成員の年齢層は50～70代ですが、団体が大学のゼミにゲストとして参加したことをきっかけに、市内の大学で歴史を専攻する大学生と当事業に限り連携することとなりました。この事業を実施することにより、団体が大学生と市民の学びを深めることができ、人と人のつながりも活発になり、地域活動の活性化に貢献できると考えています。	
3	講師や会場の手配など、事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれるか。 (☒ はい ・ いいえ)
初めての取り組みですが、6月から物品の準備をし、その後広報を開始します。また、10月12日に会場の設営やリハーサルを行う予定です。会場は武蔵野市民文化会館展示室を予定しており、予約期間が始まったら予約を行います。〇〇講師にも、動画出演していただく旨、了承を得ています。	
4	事業は団体内にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施することはできますか。 (☒ はい ・ いいえ) 注 広報計画や対象者について具体的に記入してください。
無料で広く市民に公開し、入場自由とします。入場時に参加者の連絡先等の把握と共に、市内在住か否かも把握します。また、当団体のホームページを始め市報市民伝言板やSNS、市内各生涯学習施設、大学にちらしを配布することで広く広報を行います。	
5	1 対象者あたりの補助金額をご記入ください。 計算式：補助金申請額÷事業参加者（見込）数＝事業参加者1人当たりの補助金充当額
135,000円÷参加者（団体構成員以外）200人＝675円	

武蔵野市生涯学習事業費補助金事業計画書

団体名	武蔵野歴史学習会
事業名称	武蔵野歴史フェスタ
1 事業スケジュール・事業内容 2 この事業をやりたいと思った動機や、補助金を活用することで得られる効果 3 そのほか自由にご記入ください。	
1 事業スケジュール・事業内容 【事業スケジュール】 年間学習テーマ△△ 6月～7月 グループで展示テーマの決定・広報開始 8月～9月 グループ毎に調査、グループ展示の準備、動画撮影 9月～10月 全体すり合わせ、動画編集 10月12日（日）午後1時～午後5時 会場設営、リハーサル 10月13日（月）午前10時～午後4時 武蔵野歴史フェスタ 【事業内容】 ・団体員と大学生による武蔵野市の歴史についてのブースを5ブース出展（1ブースあたりの説明：10分程度） ・各ブースの内容は、年間学習テーマ△△に沿って作成した資料等をパネルに掲示し、説明する（質疑応答あり）。各ブース3名説明員（内大学生1名）を配置する予定。 ・〇〇講師による武蔵野の歴史解説動画を放映。時間は1時間程度で開場中は繰り返し流す。 ・来場者は、入場自由で自由にブースを回ることが出来る。 2 この事業をやりたいと思った動機や、補助金を活用することで得られる効果 これまでの団体員のみで自主学習やフィールドワークを行っていたため、広く市民を対象とする事業がありませんでした。当事業では、大学生とも連携することで、幅広い世代を対象とし、学びを共有する機会や質疑応答を設けることで学びが一層深まるのではないかと考えました。来場する市民の方にとっても武蔵野市の歴史を学ぶことにより、市に愛着を持つことができ、ほかの地域活動にもつながると思います。この補助金を活用することで、日頃の活動では取り組むことが難しい新たな事業を開催することができます。生涯学習を推進し、地域活動の活性化につなげたいと思います。 3 自由記入欄 団体員と同じように市の歴史に興味がある市民の方や初めて武蔵野市の歴史に触れる方も来場が見込まれるため、市民に広く参加いただけるよう基礎的な内容（ブース）で実施する予定です。この補助金をきっかけに新たな活動の可能性も模索していきたいと思います。今後は武蔵野市の歴史を勉強している団体と横のつながりができればと考えています。	

注

- 1 本様式に書き切れない場合は、別紙（A4サイズ、様式自由）を作成し、添付してください。
- 2 資料等があれば添付してください。

武蔵野市生涯学習事業費補助金事業予算書

団体名	武蔵野歴史学習会
事業名称	武蔵野歴史フェスタ

1 収入

項目	金額（円）	説明（内容・積算根拠）
生涯学習事業費補助金	135,000	同補助金
会費	42,000	団体員21人×2,000円
！ 講師略歴等の資料、相場の金額や金額の根拠が分かる資料を添付してください。 ！ 団体の構成員に支払うことはできません。		
収入合計	177,000	

2 支出

項目	金額（円）	説明（内容・積算根拠）	内補助対象金額（円）
謝礼費	20,000	講師謝礼	20,000
謝礼費	5,000	団体構成員への謝礼（動画編集）	0
旅費	1,000	講師交通費 ※実費分を支払い	1,000
消耗品費	14,000	会場案内用紙（B5〇枚） ちらし作成用紙（A4〇枚） レジュメ用紙（A4コピー用紙〇組）	14,000
消耗品費	37,000	図書購入費（@1,850×20冊）	0
消耗品費	10,000	ブース用パネル代	10,000
印刷製本費	20,000	ちらし作成費（A4カラー両面〇〇枚） ポスター作製費（A3カラー片面〇〇枚）	20,000
借上料	20,000	映像機器借用費	20,000
使用料	50,000	会場（市民文化会館 2日間）	50,000
！ 事業終了後、団体構成員の所有物となるもの購入費は、補助金の交付対象となりません。			
！ ポイントカードやクレジットカード等、団体にポイントが付与されるような方法で購入された場合、減額させていただきます。			
支出合計	177,000		135,000

注

- 収入合計と支出合計とは同額となるように作成してください。
- 生涯学習事業費補助金については、必ず記載してください。

補助金Q & A

Q 1	どのような経費が補助対象になりますか。
A 1	詳しくは2ページをご参照ください。補助対象の費目についても、審査の上、一部または全部が補助対象外になる可能性があります。

Q 2	予算計上していたある項目(費目)で補助金の余剰が出そうなので、他の項目へ流用することはできますか。(例：印刷製本費について30,000円交付決定されたが、27,000円しか使わず3,000円余りそうなので、その分を消耗品費として使いたい。)
A 2	項目ごとに審査しているため、項目ごとに交付決定された金額までしか補助することはできません。ある項目で余剰が出た場合も、他の項目へ流用することはできません。

Q 3	インク代や紙代は何費ですか。
A 3	消耗品費です。コピー代は、印刷製本費です。

Q 4	元々団体で持っていた紙とインクを使って、資料を印刷しました。事業実施期間終了後に補充のため購入しました。補助対象ですか。
A 4	対象になりません。交付事業に使用され、事業実施期間に支払いされたものののみ補助対象です。

Q 5	年間の活動についての保険加入は補助対象ですか。
A 5	事業についての補助金ですので、申請事業以外の活動にも係る経費は補助対象外です。

Q 6	補助金を使って料理講座の実施を考えています。食材は補助対象ですか。
A 6	食材・食糧費は、受益者負担ですので、基本的に補助対象外です。

Q 7	講師へ支給するお弁当代は、補助対象ですか。
A 7	弁当代や飲料代などは、講師分のみ補助対象です。例えば昼食の場合、正午を跨いで講師依頼をする場合などに限られます。また、例年、1食あたりの金額が高額な申請が見受けられます。そのような場合、補助対象金額は審査で減額いたしますので、団体内でよく精査してください。補助事業において、団体構成員や参加者が飲食をする場合は、自費や団体の費用でまかなってください。

補助金Q & A

Q 8	団体構成員にデザイナーがいて、チラシのデザインを低価格で行うことができます。補助金から謝礼をお支払いすることができますか。
A 8	団体構成員への謝礼は、役務等を提供していただいても補助対象外です。

Q 9	講師の交通費は交通機関の領収書を添付するのが難しいですが、補助対象ですか。
A 9	補助対象経費です。経路等を記載し、講師の名前で発行された領収書を添付してください。そのほか、団体構成員による現地調査の旅費などについて補助金申請される場合は、必要となる理由を明記してください。

Q 10	予算より多くの参加費や会場カンパ等の収入がありました。来年度以降も同様の事業を実施予定なので、団体として繰り越すことは可能ですか。
A 10	本補助金は、事業費補助金で団体補助金ではありませんので、繰越できません。

Q 11	消耗品を購入した領収書の但し書きは、「お品代」と記載していいですか。
A 11	報告の際、購入した商品や金額の明細が明確になるようにしてください。「お品代」のみの記載で明細書がない場合には、それらがわかる資料を別で作成し添付してください。

Q 12	報告書はいつまでに提出すればいいですか。
A 12	補助事業の完了後 2 か月以内（年度末に事業が完了したときは、事業終了後 1 か月以内）です。もし間に合わなかった場合、次年度の審査への影響する可能性がありますので、厳守してください。

武蔵野市生涯学習事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、主に市内で活動する団体（以下「団体」という。）が、主に市民を対象とし、かつ、原則として市内において実施する生涯学習事業（以下「事業」という。）に要する経費の全部又は一部を武蔵野市（以下「市」という。）が補助することにより、学びを通じて個人の人生の豊かさを向上させるとともに、学びにより個人と社会を結びつけて地域コミュニティをよりよくする新規の事業の立上げ又は既存の事業のレベルアップを図り、もって市の生涯学習の発展に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第1条の2 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する団体で、事業を行うものとする。ただし、過去にこの要綱又は武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日施行。以下「支援事業費補助金交付要綱」という。）による補助を受けたことがあり、その際にこれらの要綱の規定に違反したことがある者を除く。

- (1) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む特定非営利活動法人又は任意の市民団体であること。
- (2) 市内に事務所その他の活動の拠点を有し、又はその代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動を市内において実施していること。
- (3) 5人以上で構成し、かつ、構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

(補助対象事業)

第1条の3 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当すると市長が認める事業とする。

- (1) 市の生涯学習の発展に寄与すること。
- (2) 地域活動の活性化に対する貢献度が高いこと。
- (3) 事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれること。
- (4) 団体内にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施されること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業又当該事業を援助する事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する政治活動に関する事業
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業
- (5) 参加料等を徴収する事業で、徴収金額がその運営経費を超えるもの
- (6) 事業の実施及び準備に係る場所について、公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分である事業
- (7) 市（財政援助出資団体を含む。）の他の助成金等の交付を受ける事業
- (8) 武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団関係者と関わりのある事業
- (9) 過去に3回、この要綱又は支援事業費補助金交付要綱による補助金の交付を受けた事業
- (10) 市（財政援助出資団体を含む。）と共催して実施する事業
- (11) 第4条の規定による申請（以下「交付申請」という。）をする年度に支援事業費補助金交付要綱による補助金の申請をし、又はする予定のある事業

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、事業に要する次に掲げる経費であって、当該年度に係るものとする。

- (1) 講師等への謝礼金及び出演料
- (2) 旅費及び交通費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費

- (5) 通信費
- (6) 会場等の使用料及び借上料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 団体の事務所その他の活動の拠点の維持管理に関する経費
- (2) 団体の構成員による会合に関する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費（旅費及び交通費を除く。）
- (4) 事業の終了後に団体又はその構成員の所有物となるものの購入費
（補助金の交付額）

第3条 補助金の交付額は、1団体につき1事業当たり50万円を限度とし、予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、武蔵野市生涯学習事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類（第5号及び第6号に掲げる書類にあっては、前年度の活動の実績がある団体に限る。）を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 武蔵野市生涯学習事業費補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 武蔵野市生涯学習事業費補助金事業予算書（第3号様式）
- (3) 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の活動計画書又は計画見込書
- (4) 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の予算書又は予算見込書
- (5) 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の前年度の活動報告書又は報告見込書
- (6) 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の前年度の決算書又は決算見込書
- (7) 補助金の交付を受けようとする団体の規約、会員名簿及び団体紹介資料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、既に終了した事業について補助金の交付を受けようとする団体は、武蔵野市生涯学習事業費補助金交付申請書に前項第3号から第8号までに掲げる書類のほか、当該既に終了した事業に係る第9条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、交付申請があったときは、武蔵野市教育委員会を介して、補助金の交付に係る年度の武蔵野市社会教育委員の会議に、補助金を交付する団体について検討を依頼するものとする。この場合において、武蔵野市社会教育委員の会議は、当該交付申請のあった事業の公益性、発展性等について検討し、優先順位等の意見を付して、補助金を交付すべき団体を教育委員会を介して、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、交付申請及び当該報告の内容を審査し、当該審査の結果、補助金の全部又は一部について交付を決定したときは武蔵野市補助金等交付規則（昭和52年10月武蔵野市規則第25号）第7条第1項に規定する武蔵野市指令書により、不交付とすることを決定したときは武蔵野市生涯学習事業費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により当該交付申請をした団体に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、速やかに、武蔵野市生涯学習事業費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（事業実施状況の報告）

第7条 交付決定団体は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施をするときは、実施時期、事業対象、実施場所、広報等について、事前に市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告のほか、必要があると認めるときは、交付決定団体に対し、補助事業の遂行の状況について必要の都度報告させることができる。

(補助事業の変更等)

第8条 交付決定団体は、補助事業の計画等を変更し、又は廃止しようとするときは、武蔵野市生涯学習事業費補助金交付申請事業の変更又は廃止申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、申請のあった補助事業の変更又は廃止を承認したときは、武蔵野市生涯学習事業費補助金交付申請事業の変更又は廃止の承認又は不承認通知書（第7号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、補助事業が完了したとき（前条の規定による廃止をしたとき又は当該補助事業に係る年度が終了したときを含む。）は、当該補助事業の完了後2か月以内（年度末に事業が完了したときは、事業終了後1か月以内）に次に掲げる書類を添えて、市長に事業の実績等を報告しなければならない。

- (1) 武蔵野市生涯学習事業費補助金事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 武蔵野市生涯学習事業費補助金事業決算書（第9号様式）
- (3) 補助事業に係る領収書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助の取消し等)

第10条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、武蔵野市生涯学習事業費補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により交付決定団体に通知するものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助金の目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業を実施しなかったとき。
- (4) 第4条の規定により提出した内容と著しく異なる事業を実施したとき。
- (5) 第7条の規定による報告を怠ったとき。
- (6) 第8条第1項の規定による提出を怠り、市長の承認を受けずに事業を変更し、実施したとき。
- (7) 前条の規定により提出する決算書の補助事業に係る経費の額が、交付決定の額を下回るとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整理保管)

第12条 補助金の交付を受けた団体は、当該補助金の交付の対象となった経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第219号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年6月1日要綱第45号）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則（令和7年2月1日要綱第134号）

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、主に市内で活動する団体（以下「団体」という。）が実施する、主に市内に在住し、又は在学する満19歳以下の者（以下「子ども」という。）を対象とした文化、スポーツ又は体験活動に係る事業（以下「事業」という。）に要する経費の全部又は一部を武蔵野市（以下「市」という。）が補助することにより、学びを通じて個人の人生の豊かさを向上させるとともに、学びにより個人と社会を結びつけて地域コミュニティをよりよくする新規の事業の立上げ又は既存の事業のレベルアップを図り、もって子どもの体験活動の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第1条の2 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する団体で、広く子どもに向けて事業を行うものとする。ただし、過去にこの要綱又は武蔵野市生涯学習事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行。以下「生涯学習事業補助要綱」という。）による補助金を受けたことがあり、その際にこれらの要綱の規定に違反したことがある者を除く。

- (1) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む特定非営利活動法人又は任意の市民団体であること。
- (2) 市内に事務所その他の活動の拠点を有し、又はその代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動を市内において実施していること。
- (3) 5人以上で構成し、かつ、構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

(補助対象事業)

第1条の3 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当すると市長が認める事業とする。

- (1) 子どもの体験活動の活性化に寄与すること。
- (2) 地域活動の活性化に対する貢献度が高いこと。
- (3) 参加する子どもにとって非日常的で有意義な活動であること。
- (4) 事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれること。
- (5) 団体内にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施されること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業又は当該事業を援助する事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する政治活動に関する事業
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業
- (5) 参加料等を徴収する事業で、徴収金額がその運営経費を超えるもの
- (6) 事業の実施及び準備に係る場所について、公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分である事業
- (7) 市（財政援助出資団体を含む。）の他の助成金等の交付を受ける事業
- (8) 武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団関係者と関わりのある事業
- (9) 過去に3回、この要綱又は生涯学習事業補助要綱による補助金の交付を受けた事業
- (10) 市（財政援助出資団体を含む。）と共催して実施する事業
- (11) 第4条の規定による申請（以下「交付申請」という。）をする年度に生涯学習事業補助要綱による補助金の申請をし、又はする予定のある事業

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、事業に要する次に掲げる経費であって、当該年度に係るものとする。

- (1) 講師等への謝礼金及び出演料
- (2) 旅費及び交通費

- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信費
- (6) 会場等の使用料及び借上料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 団体の事務所その他の活動の拠点の維持管理に関する経費
- (2) 団体の構成員による会合に関する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費（旅費及び交通費を除く。）
- (4) 事業の終了後に団体又はその構成員の所有物となるものの購入費
（補助金の交付額）

第3条 補助金の交付額は、1団体につき1事業当たり50万円を限度とし、予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類（第5号及び第6号に掲げる書類にあっては、前年度の活動の実績がある団体に限る。）を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金事業予算書（第3号様式）
- (3) 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の活動計画書又は計画見込書
- (4) 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の予算書又は予算見込書
- (5) 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の前年度の活動報告書又は報告見込書
- (6) 補助金の交付を受けようとする団体の申請に係る年度の前年度の決算書又は決算見込書
- (7) 補助金の交付を受けようとする団体の規約、会員名簿及び団体紹介資料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、既に終了した事業について補助金の交付を受けようとする団体は、武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付申請書に前項第3号から第8号までに掲げる書類のほか、当該既に終了した事業に係る第9条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、交付申請があったときは、武蔵野市教育委員会を介して、補助金の交付に係る年度の武蔵野市社会教育委員の会議に、補助金を交付する団体について検討を依頼するものとする。この場合において、武蔵野市社会教育委員の会議は、当該交付申請のあった事業の公益性、発展性等について検討し、優先順位等の意見を付して、補助金を交付すべき団体を教育委員会を介して、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、交付申請及び当該報告の内容を審査し、当該審査の結果、補助金の全部又は一部について交付を決定したときは武蔵野市補助金等交付規則（昭和52年10月武蔵野市規則第25号）第7条第1項に規定する武蔵野市指令書により、不交付とすることを決定したときは武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により当該交付申請をした団体に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、速やかに、武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（事業実施状況の報告）

第7条 交付決定団体は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施をするときは、実施時

期、事業対象、実施場所、広報等について、事前に市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、交付決定団体に対し、補助事業の遂行の状況について必要の都度報告させることができる。

（補助事業の変更等）

第8条 交付決定団体は、補助事業の計画等を変更し、又は廃止しようとするときは、武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付申請事業の変更又は廃止申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、申請のあった補助事業の変更又は廃止を承認したときは、武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付申請事業の変更又は廃止の承認又は不承認通知書（第7号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定団体は、補助事業が完了したとき（前条の規定による廃止をしたとき又は当該補助事業に係る年度が終了したときを含む。）は、当該補助事業の完了後2月以内（年度末に事業が完了したときは事業終了後1月以内）に次に掲げる書類を添えて、市長に事業の実績等を報告しなければならない。

- （1） 武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金事業実績報告書（第8号様式）
- （2） 武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金事業決算書（第9号様式）
- （3） 補助事業に係る領収書等
- （4） 前3号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

（補助の取消し等）

第10条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により交付決定団体に通知するものとする。

- （1） 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を補助金の目的外に使用したとき。
- （3） 補助事業を実施しなかったとき。
- （4） 第4条の規定により提出した内容と著しく異なる事業を実施したとき。
- （5） 第7条の規定による報告を怠ったとき。
- （6） 第8条の規定による提出を怠り、市長の承認を受けずに事業を変更し、実施したとき。
- （7） 前条の規定により提出する決算書の補助事業に係る経費の額が、交付決定の額を下回るとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整理保管）

第12条 補助金の交付を受けた団体は、当該補助金の交付の対象となった経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（見直し）

- 2 市は、この要綱の施行1年後に課題整理を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行い、本格実施するものとする。

付 則（平成27年4月1日要綱第108号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日要綱第70号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第218号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年6月1日要綱第46号）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則（令和7年2月1日要綱第135号）

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。